

広島県告示第六百四十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号）第五号の要件を満たす応急入院指定病院として、次の病院を指定した。

令和五年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 期 間
メープルヒル病院	大竹市玖波五丁目二番一号	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
府中みくまり病院	安芸郡府中町みくまり三丁目一番一号	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
独立行政法人国立病院機構 茂精神医療センター	東広島市黒瀬町南方九二番地	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
医療法人仁康会 小泉病院	三原市小泉町四二四五番地	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町六丁目三一番一号	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
光の丘病院	福山市駅家町向永谷三〇二番地	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
医療法人社団若葉会 蔵王病院	福山市南蔵王町六丁目二三番一号	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで
福山友愛病院	福山市水呑町七三〇二番地の二	令和五年四月一日から 令和八年三月三十一日まで